

## 助成事業に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

### (種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

### (対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

### (助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

### (交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

### (交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

### (交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

### (助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

(1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき

(2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき

(3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき

(4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附 則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
  2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
  3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

助成事業名称	<b>4 適性診断機器導入助成金</b>
対象機器等	(独法)自動車事故対策機構が普及促進を図るナスバネット(運転者適性診断システム)又は国土交通省が定めた一般診断の内容を行える運転適性診断機器とする。 (参考:下記機器一覧)
交付額及び条件	機器一式の取得価格(消費税を除く。)又はリース費用の2分1とし、1会員あたり30,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、60,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ・鹿児島県内の認可営業所で使用するために新たに導入した機器を対象とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備考	・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

参考

可搬型タイプ		
機器メーカー	機器型式	項目
竹井機器工業(株)	運転適性検査器 T. K. K. 7063	4項目
(株)日立ケーイーシステムズ	シュミレータ機能搭載可搬型 運転操作検査器 ACM300	4項目 +シュミレータ
	可搬型運転操作検査器 ACM200	4項目



令和 年 月 日

# 助成金交付請求書

(助成事業実施報告書)

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

印

電話番号

担当者 ( )

F A X 番号

メールアドレス

助成事業に関する規程に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

<b>助成金請求額</b>	<b>円</b>
---------------	----------

1. 助成事業名 ( ※記載例：「安全装置等導入促進助成金」等助成事業名を記入ください。 )
2. 整理番号 ・ 別紙内訳書の通り
3. 報告内訳 ・ 別紙内訳書の通り
4. 振込先口座 ・ (銀行名) \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫 (支店名) \_\_\_\_\_ 支店  
 ・ (預 金) 普通 ・ 当座 ・ (口座番号) \_\_\_\_\_  
 ・ (口座名義) \_\_\_\_\_

5. 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。(申請内容によっては、不要なものもあります。)

- ① 助成金申請内訳書 ② 社会保険等加入に係る誓約書
- ③ 国の補助金交付申請に係る誓約書 (必要機器のみ)
- ④ 請求書 (写) ……装着装置の型式・取得価格、審査・登録料金等の明細がわかるもの
- ⑤ 領収証 (写) ※ (リースの場合、リース契約書(写)) ⑥ ナスバネット利用契約書 (写)
- ⑦ Gマーク認定証 (写) ⑧ 研修修了証 (写) ⑨ グリーン経営認証登録証 (写)
- ⑩ その他必要と思われるもの (自動車検査証記録事項 (写)・装着 (取付) 証明書等他)

受付日
受付NO

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

### 誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第 4 条又は第 9 条に該当する事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

安全装置等・ドライブレコーダ機器・EMS用機器・アイドリングストップ支援機器の導入にかかる申請の場合、下記の誓約書についてもご提出ください。

参考書式 1

### 誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

## 1. 機 器 名

メーカー名：

名 称：

型 式：

## 2. 導入台数 台

## 3. 装着車両（明細）\*車両番号記載

## 4. 導入（予定）年月 令和 年 月

## 適性診断機器導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入費用(税別)	導入機器名	台数 (台)	助成請求額	導入年月
1						令和    年    月
<b>合 計</b>						

助成事業名	添付書類										
	実績報告 交付請求書 (様式1)	内訳書	誓約書 (様式3)		請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書(写)	Gマーク 認定証 (写)	装着 証明書	車検証 (写)	別途、提出書類
			上部 (社保加入)	下部 (機器購入)	型式・取得 価格等の記載						
1 安全装置等導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	・トルクレンチ パンフレット等
2 ドライブレコーダ機器 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
3 アルコール検知器増強 導入促進助成金	●	●	●		●	●	○	○			
4 適性診断機器導入助成金	●	●	●		●	●		○			・ナスバネット 契約書(写)等
5 飛散防止シート等導入助成金	●	●	●		●	●		○		△	・助成対象品を取り 付けた車両の写真
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニ ング検査等助成金(精密検査)	●	●	●		●	●		○			
9-1 健康診断助成金 (定期健康診断)	●	●	●		●	●					・受診者名簿
9-2 脳ドック・心臓ドック 検査	●	●	●		●	●		○			・脳ドック/心臓ドック 検査の受診を証明する もの
17 EMS用機器(デジタコ) 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
18 アイドリングストップ支援 機器導入助成金	●	●	●	●	●	●		○	●	△	
19 エコタイヤ導入促進助成金	●	●	●		●	●				△	
20 グリーン経営認証制度 促進助成金	●	●	●		●	●					・グリーン経営認証 登録証(写)
7 運転免許取得・受験資格 特例教習受講助成金	別途、要綱でご確認ください。										
10 血圧計導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
14 自動点呼機器導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
15 「働きやすい職場認証制度」 認証取得助成金	別途、要綱でご確認ください。										
23 信用保証料助成金	別途、要綱でご確認ください。										

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

助成事業名		添付書類								
		実績報告 交付請求書 (様式1)	事前 申込書	誓約書 (様式3)	請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書 (写)	Gマーク 認定証 (写)	車検証 (写)	別途、必要書類
6 安全運転研修助成金 (安全・初任・高齢及び 事故違反者) ※オンライン研修を除く。	事前		ド研 様式 1-1					○		
	【報告】	● 及び ド研 様式 1-2		●		●				・研修了証(写) ・(全ト協研修) ○研修参加報告書 ・(高齢運転者研修) ○適齢診断受診結果表
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング 検査等助成金 (SAS)	事前		SAS 様式 1-1	●				○		
	【報告】	SAS 様式 1-3			●	●				・受診者検査明細書 ・実施後、 WEB報告アンケート回答
16 環境対応車導入促進助成金	事前		交付申請書 (複写式)	●				○		・交付申請書については、 お問い合わせください
	【報告】	環導様式1-1 又は 環導様式1-2			●	●	○		●	
21 自家用燃料供給施設整備支援 助成事業	事前	必要書類については、お問合せください。								
	【報告】	必要書類については、お問合せください。								
22 中小企業大学校講座受講促進 助成金	事前		中企 様式 1-1	●						
	【報告】	中企 様式 1-3				●				・研修了証(写) ・研修アンケート(写)

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。